

商工会だより

第158号

令和3年10月1日
揖斐川町商工会
揖斐川町上南方165-1 TEL 22-6185 FAX 22-2561
URL <https://r.goope.jp/srb-21-67>

☆いびがわ飲食券 発売！！

総額4,800万円 事前予約が必要です！

1冊が6,000円分(500円券×12枚)の飲食券を3,000円で販売致します。

*お一人につき上限3冊まで購入可能です。

対象者：揖斐川町民および揖斐川町内事業所にお勤めの方

申込期間：2021年10月1日(金)～10月8日(金) 当日消印有効

取扱店舗：いびがわ飲食券 取扱店舗

*取扱店舗につきましては、商工会ホームページおよび商工会に一覧が
ございますのでご確認下さい。

販売方法：「いびがわ飲食券申込書」にて事前申し込み。

応募多数の場合は、抽選となります。

使用期限：2021年11月1日(月)～2022年1月31日(月)

*新規に取扱店へお考えの店舗は、随時受付しておりますので商工会までご連絡下さい。

*詳細については、いびがわ飲食券チラシ(10月1日新聞折込み)をご確認下さい。

み ほん



税務

あと2年になりました！

☆インボイス制度とは？

インボイス制度は、消費税に関する新しい制度で、令和5年10月1日からスタートします。インボイス制度では、事業を営んでいる法人や個人事業者が税務署に登録申請をして、登録後に与えられた「登録番号」を請求書や領収書などに書くことになります。

(登録申請は令和3年10月1日から受付が始まります。)

この「登録番号」が書かれた請求書や領収書こそが「インボイス(適格請求書等)」です。

インボイス(適格請求書)

請求書

いびがわ△△△ 御中		揖斐川〇〇〇商事 登録番号 T123456 令和5年10月××日	
10月分 129,800円			
日付	品目	金額	
10月×日	魚*	5,000円	
10月×日	肉*	10,000円	
・	・	・	
・	・	・	
・	・	・	
合計		120,000円	消費税 9,800円
8%対象		110,000円	消費税 8,800円
10%対象		10,000円	消費税 1,000円
*軽減税率対象品目			

*これまでの請求書や領収書との違いは

①登録番号があること

②税区分別に合計金額と消費税額を記載することです。

*納品書、請求書、領収書を新たに印刷される方は、ご注意ください。

☆インボイス制度説明会

下記の日程で予定しております。

日時：11月18日(木) 14:00~16:00

場所：揖斐川町商工会

*詳細は、後日お知らせ致します。

☆無料法律相談会

「弁護士による無料窓口相談会」をご利用ください！

売上回収・取引契約、消費者からのクレームをはじめ、労働者・労働契約、賃金・労働時間、事業承継・相続などさまざまな法律問題に対して、お困り事はありますか。商工会では、弁護士と直接相談できる無料法律相談会を開設しています。

10月の開設日

5日(火) OKBふれあい会館

19日(火) OKBふれあい会館

11月の開設日

16日(火) OKBふれあい会館

◇本事業は、解決策をアドバイスするものであって、弁護士がご相談内容に関する書類作成等を行うものではありません。

◇事前に商工会までお申込み(ご予約)をお願いいたします。

小規模企業景気動向調査

[2021年8月期調査]

全国商工会連合会より

～緊急事態宣言等の延長・適用範囲拡大を受け、全業種で悪化となった小規模企業景況～

<調査概要>

調査時点・調査対象：2021年8月末 全国約300商工会の経営指導員

調査方法：対象商工会経営指導員による調査票への選択記入式

<産業全体> ◇…緊急事態宣言等の延長・適用範囲の拡大を受け、全業種で悪化となった小規模企業景況…◇

8月期の小規模企業の業況DIは、1月期以来7ヵ月ぶりに大幅な悪化となり、3月期の水準まで後退した。また、全業種の全てのDIも悪化となった。緊急事態宣言の延長や適用範囲拡大による経済活動の縮小が、全業種に深刻な影響を与えている。情報連絡員からは、各種景気刺激策等により現状をしのいでいるが、いまだに厳しい状況が続いている。また、オリンピック・パラリンピックの開催の影響やお盆の帰省による今後の感染の状況など、先行きを不安視するコメントが目立った。

<製造業> ◇…回復基調から一転し、大幅な悪化に転じた製造業…◇

製造業は、全DIが大幅な悪化となった。食料品関連は、繁忙期であるお盆前後に天候不順等の影響で仕入れ値が高騰したのに加え、イベントの中止、消費者の外出自粛や帰省の中止などで需要が減少し売上が低迷した。繊維業の一部では、一時的な反動により前年度より受注は伸びたが、先行きは不透明であるとのコメントがあった。また、機械金属関連は一部で自動車部品を製造している企業は好調とのコメントがあるが、原材料の価格高騰や確保難により、生産性が低調気味であるとのコメントが目立った。

<建設業> ◇…ウッドショック等の価格高騰や資材調達難に苦しむ建設業…◇

建設業は、全DIが悪化となり、特に売上額DIは大幅な悪化となった。前月に引き続き、ウッドショック等による仕入れ価格高騰や資材不足の影響がいまだに改善されず、業況悪化に拍車をかけている。土木工事関連では、相次ぐ災害の影響等により、受注が増加傾向にあるが、慢性的な人手不足の問題もあり、現場管理に苦慮しているとの報告があった。建築関連の受注は、リフォーム需要が好調なもの、資材の高騰や不足により、採算に苦慮しているとの声があった。

<小売業> ◇…需要減退により、軒並み悪化となった小売業…◇

小売業は、全DIが大幅な悪化となり、特に業況DIと採算DIは10ptを超える悪化となった。一部地域では、行政がプレミアム商品券の発行や、キャッシュレス導入の還元事業を実施することで消費者購買意欲が促進され、売上増加に繋がったとのコメントがあった。食料品関連では、内食向けは巣ごもり需要は引き続き堅調であるが、飲食店の更なる需要減退や天候不順等による仕入れ価格の高騰により、大幅な悪化に転じた。また、衣料品関連は、外出自粛に伴い需要は著しく低迷し、売上減少に大きく影響している。同様に耐久消費財関連も回復が見込めないとのコメントがあった。

<サービス業> ◇…緊急事態宣言延長・範囲拡大の影響で、更に厳しい状況に陥ったサービス業…◇

サービス業は、全DIが大幅な悪化となった。悪化幅は資金繰りDI以外は10ptを超え、特に売上額DIは▲16.4ptとなり状況の深刻さを示している。飲食業では、酒類の提供ができないため売上回復の見通しが立たないとの声が多くあった。宿泊業は、本来なら観光シーズンであるが、緊急事態宣言等の地域拡大により、宿泊支援策の中止や域外利用者が減少したこと、また、去年はGOTOキャンペーンがあったこともあり、対前年比で非常に厳しい状況となっている。洗濯業ではコロナ禍のため、制服等のビジネス需要や浴衣等の季節需要が減少しているというコメントが目立った。

業種	産業全体			製造業			建設業		
	7月	8月	前月比	7月	8月	前月比	7月	8月	前月比
売上額	▲25.9	▲35.9	▲10.0	▲23.9	▲30.6	▲6.7	▲19.0	▲25.9	▲6.9
採算	▲34.7	▲42.5	▲7.8	▲33.7	▲42.1	▲8.4	▲39.6	▲40.1	▲0.5
資金繰り	▲31.8	▲38.4	▲6.6	▲28.2	▲37.6	▲9.4	▲32.8	▲34.4	▲1.6
業況	▲35.1	▲42.8	▲7.7	▲32.6	▲39.4	▲6.8	▲35.2	▲37.1	▲1.9

業種	小売業			サービス業		
	7月	8月	前月比	7月	8月	前月比
売上額	▲27.5	▲37.3	▲9.8	▲33.4	▲49.8	▲16.4
採算	▲29.6	▲40.5	▲10.9	▲35.9	▲47.4	▲11.5
資金繰り	▲29.3	▲35.9	▲6.6	▲36.9	▲45.9	▲9.0
業況	▲31.2	▲41.3	▲10.1	▲41.2	▲53.4	▲12.2

注) DI(景気動向指数)は各調査項目について、増加(好転)企業割合から減少(悪化)企業割合を差し引いた値を示す。

労務

事業主のみなさまへ 労働保険の手続きはお済みですか

「一人でも労働者を雇用する事業主は、必ず労働保険に加入しなければなりません」

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。

「労災保険」は、労働者が業務や通勤に起因して、負傷・疾病・死亡した場合に、労働者本人や遺族に必要な給付を行います。臨時・アルバイト等であっても雇用した労働者は全て対象となります。「雇用保険」は、労働者が失業したときや教育訓練を受講したとき、在職中の60歳～65歳未満や育児休業・介護休業中の労働者で一定の賃金低下があった場合に、必要な給付を行います。また、事業主に対しては、失業の予防、雇用の安定、労働者の福祉の増進を図っていただくための各種助成金制度があります。

パートタイム労働者も、一週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ雇用見込みが31日以上である場合は雇用保険に加入しなければなりません。

なお、平成29年1月1日より、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となり「資格取得届」の提出が必要です。

加入手続を行っていない事業主の方は、すぐに手続をお願いします。

詳しくは、岐阜労働局総務部労働保険徴収室（058-245-8115）または最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）・労働保険事務組合へお問い合わせください。

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある？

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問は こちらをクリック 24時間いつでも ネットで質問可能です 小規模企業共済

Be a Great Small. 中小機構

2021.6